

国土強靱化基本計画の概要

平成26年6月3日
閣議決定

国土強靱化基本計画について

- 国土強靱化基本法第10条に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるもの（アンブレラ計画）
- 脆弱性評価結果を踏まえた、施策分野ごと及びプログラムごとの推進方針を定める

●国土強靱化の基本的考え方（第1章）

【理念】

○国土強靱化の基本目標

- ①人命の保護
- ②国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

○災害時でも機能不全に陥らない経済社会システム

【特に配慮すべき事項】
を平時から確保し、国の経済成長の一翼を担う

【基本的な方針等】

- 依然として進展する東京一極集中からの脱却、「自律・分散・協調」型の国土の形成
- 施策の重点化、ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ
- 既存社会資本の有効活用等による費用の縮減
- PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用
- PDCAサイクルの繰り返しによるマネジメント等
- オリンピック・パラリンピックに向けた対策等

●脆弱性評価（第2章） 略

●国土強靱化の推進方針（第3章） ～施策分野ごとの推進方針～

【行政機能／警察・消防等分野】

・政府全体の業務継続計画を踏まえた対策の推進等

【住宅・都市分野】

・密集市街地の火災対策、住宅・学校等の耐震化、建築物の長周期地震動対策等

【保健医療・福祉分野】

・資機材、人材を含む医療資源の適切な配分を通じた広域的な連携体制の構築等

【エネルギー分野】

・エネルギー供給設備の災害対応力、地域間の相互融通能力の強化等

【金融分野】

・金融システムのバックアップ機能の確保、金融機関横断的な合同訓練の実施等

【情報通信分野】

・情報通信システムの長期電力供給停止等に対する対策の早期実施等

【産業構造分野】

・企業連携型BCP/BCMの構築促進等

【交通・物流分野】

・交通・物流施設の耐災害性の向上等

【農林水産分野】

・農林水産業に係る生産基盤等のハード対策や流通・加工段階のBCP/BCM構築等ソフト対策の実施等

【国土保全分野】

・防災施設の整備等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な対策等

【環境分野】

・災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を可能とする廃棄物処理システムの構築等

【土地利用（国土利用）分野】

・多重性・代替性を高めるための日本海側と太平洋側の連携等

【リスクコミュニケーション分野】

・国や自治体、国民や事業者等の自発的取組促進のための双方向コミュニケーション、教育、訓練等

【老朽化対策分野】

・長寿命化計画に基づく、メンテナンスサイクルの構築等

【研究開発分野】

・自然災害・老朽化対策に資する優れた技術の研究開発、普及、活用促進等

●計画の推進と不断の見直し（第4章）

- 今後、国土強靱化に係る国の他の計画について必要な見直しを行いながら計画を推進
- 概ね5年ごとに計画内容の見直し、それ以前においても必要に応じて所要の変更
- 起きてはならない最悪の事態を回避するプログラムの推進計画(※)を毎年度の国土強靱化アクションプランとして推進本部が策定。これにより施策やプログラムの進捗管理及び重要業績指標等による定量的評価を実施。
(※)プログラムごとの推進方針(略)に重要業績指標(KPI)を加えて作成
- 重点化すべき15プログラムを重点的に推進

国土強靱化アクションプラン2014の概要

平成26年6月3日
国土強靱化推進本部決定

国土強靱化アクションプラン2014について

- 毎年度**、施策の進捗を評価し、これを踏まえて取り組むべき方針を**アクションプラン**としてとりまとめることにより、基本計画を着実に推進するためのもの
- プログラムの進捗管理にあたっては**重要業績指標(KPI)**等の**具体的数値指標の目標を設定**し、施策の進捗を可能な限り定量的に評価
- プログラムごとの脆弱性評価の結果、これを踏まえた**プログラムごとの推進計画**(推進方針+KPI目標値)及び**主要施策**で構成

●プログラムの推進計画(抜粋)

起きてはならない最悪の事態の例	推進計画の例	重要業績指標(KPI)の例
建物・交通施設等の大規模倒壊等による死傷者発生	・住宅・建築物等の耐震化 ・つり天井など非構造部材の耐震対策の推進	【国交】住宅・建築物の耐震化率 住宅: 約79%(H20)→95%(H32) 建築物: 約80%(H20)→90%(H27)
大規模津波等による多数の死者発生	・ハード対策の着実な推進とソフト対策を組み合わせた対策の推進	【国交・農水】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化) 約31%(H24)→約66%(H28) 【国交・農水】最大クラスの津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 14%(H24)→100%(H28)
異常気象等による市街地等の浸水	・河道掘削や築堤、洪水調節施設の整備・機能強化、排水施設の整備等を推進 ・土地利用と一体となった減災対策や、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成支援	【国交】人口・資産集積地区等における中期的な目標に対する河川の整備率 約74%(H24)→約76%(H28) 【国交】内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 31%(H24)→100%(H28)
サプライチェーンの寸断等による企業の国際競争力低下	・サプライチェーンを確保するための企業ごと・企業連携型BCPの策定	【内閣府】大企業及び中堅企業のBCPの策定割合 大企業: 45.8%(H23)→ほぼ100%(H32) 中堅企業: 20.8%(H23)→50%(H32)
社会経済活動に必要なエネルギー供給の停止	・災害時石油供給連携計画、石油精製・元売各社におけるBCPの見直し	【経産】石油精製・元売会社におけるバックアップ体制を盛り込んだBCPの策定率 0%(H24)→100%(H26)
基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止	・交通施設の災害対応力を強化するための対策の推進	【国交】代替性確保のための道路ネットワークの整備 約47%(H23)→約50%(H28) 【国交】国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾における港湾BCPが策定されている港湾の割合 3%(H24)→100%(H28)
食料等の安定供給の停滞	・食品サプライチェーンを構成する事業者間による災害時連携・協力体制の構築	【農水】食品産業事業者等における連携・協力体制の構築割合 24%(H24)→50%(H29)

●プログラム推進のための主要施策 略

国土強靱化地域計画策定ガイドラインの概要

国土強靱化地域計画策定ガイドラインについて

- 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本法第13条に基づき、都道府県又は市町村が定めることができる計画で、当該都道府県等の区域における国土強靱化に係る当該都道府県等の他の計画等の指針となるもの（アンブレラ計画）
- 国土強靱化地域計画の策定が円滑に図られるよう、指針としてとりまとめたもの

ガイドラインの構成

はじめに

I 国土強靱化とは

1. 国土強靱化の理念
2. 国土強靱化を推進する上での基本的な方針等
3. 防災との違い
4. 基本的な進め方
5. ハード対策とソフト対策の組み合わせ
6. 民間、住民とともに主体的に行う取組

II 国土強靱化地域計画（地域強靱化計画）とは

1. 地域強靱化計画の位置付け
2. 基本計画との関係
3. 地域強靱化計画において定める内容
4. 策定主体
5. 計画の対象とする区域と取組
6. 他の計画との関係
7. 地方公共団体の地域強靱化計画間の調和について
8. 地域強靱化を計画的に推進する3つの主なメリット
9. 地域強靱化計画策定のスタンス

III 策定手順とそれぞれの策定手法

1. 策定体制の構築
2. 基本的な進め方
 - [STEP1] 地域を強靱化する上での目標の明確化
 - [STEP2] リスクシナリオ（最悪の事態）、強靱化施策分野の設定
 - [STEP3] 脆弱性の分析・評価、課題の検討
 - [STEP4] リスクへの対応方策の検討
 - [STEP5] 対応方策について重点化・優先順位付け

IV 計画の推進と不断の見直し

1. 他の計画等の必要な見直し
2. 計画の進捗管理
3. 計画の不断の見直し

V 国への相談等